

●12月4日、5日に日本共産党議員が行った一般質問と答弁の概要を紹介します。

本庄 孝夫 議員 ————— 1ページ

原田 完 議員 ————— 7ページ

新井 進 議員 ————— 13ページ

本庄 孝夫（日本共産党 京都市山科区） 2003年12月4日

日本共産党の本庄孝夫です。私は、先に通告しています数点について、知事並びに関係理事者に質問をいたします。

子どもをめぐる社会の道義的危機克服へ、 管理主義あらため、子どもの意見表明、社会参加の重視を

【本庄】はじめに、子どもたちに最も深刻な形であらわれている、社会の道義的危機克服の問題です。重大で衝撃的な少年犯罪が相次ぎ、いじめ、児童虐待、少女買春などが起きていることに、多くの国民が不安を持ち、心を痛めています。

今日、あらためて、社会の道義的な危機を克服する課題、とりわけ、子どもたちに健全な社会を保障するために、国民的な対話と運動とともに解決方向を探求し、現状打開のための努力を強めることを訴えるものです。

そのために、政治や経済のゆがみをただし、民主的なルールある社会を実現することとあわせて、社会が独自に取り組むべき問題として、一つに、民主的社会の形成者にふさわしい市民道徳の規準を、国民的な討論と合意で確立していくこと、二つに、子どもの健全な成長を保障する社会の自己規律を確立すること、三つに、子どもの意見表明権や社会参加の権利を学校や地域社会の各分野で保障すること、四つに、家庭、地域、学校が共同して、子どもたちの成長を見守り、悩みにこたえ、支える、草の根からの運動をすすめることを呼びかけます。

とりわけ、少年事件や少年問題の原因はさまざまですが、その背景の一つに、子どもの自分を大切な存在と思う、自己肯定感情が深く傷つけられているという問題があることは、多くの関係者・専門家が共通して指摘していることです。日本の青少年は国際的に見て、大変「自己肯定感情」が低く、例えば、財団法人・日本青少年研究所の「高校生の未来意識に関する調査」では、「私は他の人に劣らず価値のある人間である」の項目で、「よく当てはまる」

「まあ当てはまる」の合計が、中国で96・4%、アメリカで89・3%に対して、日本が37・6%であり、「私には人並みの能力がある」の項目で、同様に中国が93・9%、アメリカが91・4%に対して、日本が58・0%と、日本の青年には大変否定的との調査があります。

子どもたちが、自らの存在を肯定的なものと、安心して受け止められるようにするためには、世界でも異常な競争主義の教育、管理主義の教育を一掃することが必要です。子どもが自由に意見を述べる権利を保障し、その意見を尊重し、子どもの社会参加を保障する取り組みが重要です。社会の一員として尊重されてこそ、自分を大切に、他人を大切に、社会のルールを尊重する主権者として成長することができるのではないのでしょうか。

本府では、今から6年前に桂高校で、制服導入問題が起きました。当時の知事や教育長は「校長の裁量権」として、校長の一方的なやり方を擁護しました。それに対して、生徒たちは、「校長先生の強硬な態度は、私達との信頼関係を壊すものとなってしまいました。民主主義を学ぶ場である学校で、民主主義をくつがえすようなことはしないで下さい」と問いかけ、「子どもの権利条約」が保障する意見表明権に従い、国連子どもの権利条約委員会に報告し、国内だけでなく国際的な問題となったことは記憶に新しいことです。

そこでお伺いします。子どもが自らの存在を肯定的なものと受け止めるための条件をつくるためには、旧態依然とした管理主義や子どもたちを抑え込むような学校運営を改めることが必要ではないのでしょうか。

世界では、生徒が学校運営に参加するなど、子どもの社会参加が大きな流れになっています。学校や地域などの様々な場で、子どもの意見表明や参加を重視する積極的な流れを推進させるべきではありませんか。知事並びに教育委員長の御所見をお伺いします。

【府民労働部長】時代を担う子どもたちを健全に育成するためには、子ども自身が主体的に考え、自分の意見を自由に述べ、積極的に社会参加をすることが有意義であると考えている。同時に、意見表明や行動には、必ず責任と義務が伴うこともよく理解させることが家庭や学校、地域における大人の責任であると考えている。府としては、新京都府青少年プランにおいて、児童の権利に関する条約の理念を踏まえ、青少年が積極的に意見を表明する機会の拡大や青少年による社会参加の促進を主要な課題に位置付けており、従来からボーイスカウト、ガールスカウト等の支援活動や防火活動、青少年による社会貢献活動の支援の促進、青少年の主張大会の開催等をつうじ青少年の社会参加の促進と取り組んでいる。今後とも家庭、学校、地域、青少年団体、NPO、関係機関との連携を深め、青少年の社会参加の促進を図る。

【教育委員長】子どもの学校運営等への意見表明や参加のあり方についてだが、学校は成長過程にある児童・生徒に対し、その発育段階に応じた知識の教授と人格の形成をはかる場であることは言を待たないところ。そこにはおのずから、教え育てるものと学ぶ主体者である児童・生徒との関係が規律正しく保たれていることが必要であり、学校運営は当然そのことを念頭において進められるべきである。そうした基本理念を踏まえ、従来から、各学校においては、発達段階に即して児童・生徒の意見や思いを平素から様々な形で把握し、学校運営に生かしている。府教委としては、今後とも、規律ある学校運営を推進することにより、児童・生徒の健やかな成長と規範意識をもった人格の育成を図りたい。

少人数学級実現の機は熟している 府内すべての学校での実現へ、知事が決断を

【本庄】次に、30人学級など少人数学級の早期実現で、すべての子どもたちが「学校大好き！」といえる状況をつくる問題です。少人数学級の実現は、子どもの学ぶ権利保障の中心的課題であることは、いまや時代の流れ、国民的常識です。

ところが、昨日のわが党・梅木議員の代表質問に対して、教育長は、「小学校中学年以上に

においては、少人数授業に加え、少人数学級も選択して実施」と答弁されました。これは、文部科学省の方針を受けての一步前進ではありますが、全国の実態や父母の願いにまともに対応するではありません。

一つには、少人数学級を実施する自治体は全都道府県の64%となり、各自治体も住民の要求を受け止め、それを実現する努力が続けられているにもかかわらず、本府はそれに背を向けていることです。文部科学省もこの全国の流れを無視できず、学級編成基準の弾力化・自治体裁量化を推進しました。さらに来年度から、「少人数学級」を国庫負担でできるよう、加配の特例措置の条件を緩和しました。そして、少人数学級編成も適用対象とする方針を明らかにし、早速、各都道府県に対して、「少人数学級を実施する計画に係る資料」の提出を求めています。加えて、お隣りの大阪府でも、府内の全公立小学校の1・2年生の学級編成を35人に見直す方向で検討していると報道されているではありませんか。

二つには、習熟度別の少人数授業についての弊害が明らかになっているにもかかわらず、改めようとしめないことです。本府での、「まなび教育推進プラン」における習熟度別「少人数授業」については、「子どもたちに、学習のクラスを選ばせるといっても、子どもは、自分ではできないことをよく知っていて、ひどく傷ついている」、「低学年で『もうええねん、どうせ俺はあかんねん』と投げやりになっている」などの保護者の声が寄せられています。また、学校現場からも、「子どもの差別・選別、不当な劣等感・優越感の助長などを危惧する」と指摘されているではありませんか。

三つには、京都市や府内の旧同和校の一部では、少人数学級が実施されている問題です。昨年度から、加配教員の統廃合によって、それまでの「へき地学校等暫定加配」「教育困難校加配」「同和加配」などが、一括して「学校特色加配」となりました。本年度、京都府には1,276人が加配されています。そのうち、「通級指導」や「へき地学校」・「不登校支援」などを除き、小・中学校に対して、「指導方法工夫改善」として748人が各学校に加配されています。それを使って、京都市だけでなく、たとえば、八幡市でも、一部の旧同和校では学級編成が緩和され、30人学級が実現している学年もあります。しかも、年度末には、学校長から八幡市の教育長宛に「学級編成についてのお願い」として、「きめ細かに指導を実施し、生徒達に少しでも落ち着いた学習環境を保障するには適正規模のクラス編成が必要」との要望書が出され、教育委員会もこれを認め、学級編成を緩和しているではありませんか。

少人数学級が実現すれば、すべての教科、すべての学年において、少人数の授業が保障されることとなります。子どもの人格形成には、すべての教科の学力の全面的な発達が必要であり、それは、習熟度別「少人数授業」のような「基本教科」に限られるものではありません。少人数学級は、全教科を同じ教室・集団で学ぶことができ、落ち着いた教育環境のもとで、子どもも担任も授業に専念し、学習の効果もそれだけ高くなることは、全国の貴重な経験が示しています。

山形県では、今年度で5年生まで30人学級を実施し、来年度にはすべての学年での実施となります。子どもたちへのアンケートによると、「学習が楽しくなった」75%、「話がよく聞けるようになった」71%、「先生が丁寧に指導してくれるようになった」67%と報告されています。教育次長は、マスコミの取材に、「学力が向上する以前の問題として、子どもたちが、心弾ませて学校に行くようになったということが、非常に大きい」と報告し、県教委の調査でも、不登校児童や欠席数が減少していることが明らかにされています。

京都では、京都市を除いた本年度の小学校一年生で試算しても、府内で35人学級を実現するのに41学級を増やすだけです。30人学級は、91学級を増やすことで実現できます。

そこで、知事、並びに教育長にお伺いします。国の加配教員の特例措置の条件緩和も活用して、府内すべての学校での少人数学級編成を決断すべきです。まさに、少人数学級実現の機は熟しています。京都でも来年度から実施するよう、知事並びに教育長の決断を求めます

がいかがですか。なお、昨日、教育長は「選択的導入」といわれましたが、学校現場と市町村教委の意向を、当然尊重されるのですね、いかがですか。また、「小学校中学年以上」の限定は取り除くことを強く求めますが、いかがですか。お答えください。

【知事】昨日、梅木議員にもお答えしたとおり、私は、教育というのはわが国の存立基盤、京都の存立基盤にかかわるといふ観点から、府政の最も重要な課題として位置付けてきた。そして、そのために就任にあたりすぐに、学校教育の内容、とくに少人数教育のあり方について教育委員会を中心に専門的分野の方に検討いただき、アクションプランとしてまとめていただいた。その上で今回、小学校の低学年のティーム・ティーチング（T・T）導入について7億8千万円もの府費を思い切って投入したところ。こういった原則については、私は、まさに専門家である教育委員会でしっかり議論を重ねていただき、その基本的考え方を確立していただく、その上で、学校という現地・現場の状況に即した運営にあたっては柔軟な少人数教育がおこなわれるべきではないかと考えている。

今回、小学校1年についてT・Tを全面的に導入したのは、私自身、教育委員会からプランも聞き、その他の専門家から聞くと、「最近いわゆるADHDのお子さんが増えており、そういったお子さんについては、一方では普通の教室で勉強させることがその子どもの発達にとって大変重要である。しかしながら、そういうお子さんが一人混じると、実は他の子どもたちも引きずられてしまって、その学級自体がなかなかまとまらない状況がある」ということを聞いた。そういう中で、特に小学校低学年については、そういう「引きずられる状況」が強いということだったので、T・Tのようにしっかりと支える少人数教育の必要性について、私自身も納得して今回ふみきった。

これからも、私自身教育委員会に十分に話を聞きながらも、その中で知事としてやらなければならないことは信念を持ってやっていく。これは別に文科省がこういう風にやったからということではなくて、T・Tを今年、文科省に導入しろと言われたのではなくて、まさに京都はこれから京都ならではの教育として、しっかりと私は教育委員会には信念を持って取り組んでいただきたいと思いますし、そういった教育委員会の信念を受けて、われわれも十分にそれを知事部局としてサポートしていく。

これからも、教育委員会の検討内容を大切にしながら、学校という現地・現場の状況に即した少人数教育を支援することにより、時代を担うたくましい人づくりに積極的に取り組んでまいります。

【教育長】少人数学級については、基本的な考え方については代表質問で答えたとおりだが、小学校1・2年生での2人の先生の指導については、保護者や担任の先生、また市町村教育委員会からも大きな効果があるということ多数いただいている。こうした保護者や学校現場、市町村教育委員会からの意見も踏まえ、来年度も継続していきたい。

また、少人数学級については、画一的に導入するのではなく、小学校中学年以上において少人数授業に加え、学校や児童生徒に実態に応じたいっそう効果的な教育をおこなうため、少人数学級も選択して実施できるよう検討しているところで、今後市町村教育委員会と協議していきたい。

学校5日制実施で、家庭の負担は深刻 障害児学童保育の受け入れ整備をはじめ、支援強化を

【本庄】次に、障害がある子どもたちの放課後・休日の深刻な実態とその改善について質問いたします。学校5日制が完全実施され2年目を迎え、障害がある子どもたちにとって、社会的な基盤が整えられないままの実施で、家庭への負担がどのようになっているのか、今後、どのような制度や手立てが必要なのか、子どもたちの成長と発達にとっての課題を明らかに

することが求められています。

私の手もとに、立命館大学産業社会学部の津止研究室と京都障害児放課後ネットワークが共同して取り組まれた、「京都の障害児、放課後・休日実態調査」の中間報告があります。

これは、京都府内の小学校・中学校・高校の障害がある子どもの養育者を対象に、「子どもの放課後や休日の様子」、「子どもに関する悩みや要望」について、昨年の12月から今年の3月に調査されたものです。

中間報告では、一つには、子どもたちは、放課後や休日に何らかのサービスを利用しているが、学童保育など一貫した公的制度が充足していないために、いくつものサービスや個人的にボランティアを頼むなど、生活が細切れになっていること、二つには、様々な制度やサービスが用意されていても、障害の特性や年齢制限の問題で利用が限定され、その分家族の負担が大きくなっていること、三つには、障害がある子どもを養育していくうえでの特有の困難性の存在、特に周囲の理解が乏しく、母親のみに負担がかかっていること、四つには、今後、制度やサービスを検討するうえで、「子どもが安心して過ごせる場・人」が必須条件であることなどが指摘されています。特に、医療的ケアが必要な子どもの保障がほとんどないこと、また、自閉症については、常に目が離せず、緊張感を強いられる家庭への援助が急がれていることなどが強調されています。

そこでお伺いします。まず、公的制度としての障害児学童保育の問題ですが、現在、府内で受け入れ実施しているのは、17の市と町にすぎず、希望しても学童を利用できないのが実態です。すべての市町村での実施、充実に向け、責任の所在を明らかにし、市町村との協議・支援を強めることが求められますが、いかがですか。また、保護者などが自主的に開設している障害児学童保育に対し、施設や運営資金など親身な支援が必要です。開設以来、まったく増額されておらず、他府県での行政援助と比べて、大きく立ち遅れているのが現状です。お答えください。

次に、「地域ふれあい交流事業」です。市町村へ委託されていますが、障害児が参加しにくいとの意見が出されています。制度・サービスへの利用負担料金が重くのしかかるなかで、大切な事業として拡充されることが必要だと思いますがいかがですか。さらに、放課後や休日の保障について、部分的なサービスが断片的に提供されるのではなく、生活全体を包括する支援策が充足されるべきだと考えますが、どのように検討されているのかお伺いします。また、自閉症についての制度・サービスなどの障害種別のサービスについて、どのように検討され実施されているのか、お伺いします。

【保健福祉部長】 障害児の放課後児童クラブについて、府では子育て支援計画後期実施計画に基づき放課後児童クラブの設置を促進しており、年々実施クラブ数も増加しており、現在30市町村185クラブで実施されている。また、今年度から障害児を受け入れるクラブに対する補助要件が4人から2人に緩和された中、実施主体である市町村に対し、障害のある児童を受け入れるよう要請してきており、現在、約4割のクラブにおいて養護学校の児童を含む障害のある児童の受け入れが実施されている。なお、自主的に開設している放課後児童クラブへの支援は、実施主体である市町村が事業を適切に運営できると判断した場合は、地域のニーズを考慮し、委託により実施することが可能であり、今年度11カ所に委託され、このうち4カ所で障害児を受け入れている。

障害児の放課後・休日の生活支援については、先ほど斎藤議員の質問に答えたとおり、府としては必要な福祉基盤の整備のみならず、サービス利用の第一歩となる相談・支援体制の充実など総合的な支援策の確立が必要であると考えており、人材の養成、資質向上や専門相談機関および関係機関等のネットワーク化を進めるなど、障害児のトータルな生活支援等について相談に応じる体制整備等に努めている。

また、府独自に実施している心身障害者介護モデル事業やショートステイ、デイサービ

スに府独自の加算措置を講じることなどにより自閉症など障害の種別に対応したきめ細かな療育に努めている。なお、本年 10 月に地域療育支援の拠点として府子ども発達支援センターを開設し、医師、OT、PT等の専門職員を配置した。今後、市町村等の要望に応じ、自閉症等をはじめ障害種別に対応した療育支援をおこなう。

【教育長】地域ふれあい交流事業については、障害のある子どもたちも地域での様々な活動に参加する機会を充実するために実施している。実施にあたっては、養護学校と連携を図るとともに、ボランティアの協力も得て障害のある子どもたちが参加しやすい体制を整備し、スポーツ活動をはじめ様々な体験活動がおこなわれている。また、学び教育推進プランを踏まえ、今年度から新たに障害のある子どもたちが主体的に参加できる京のわくわく体験推進事業も実施するなど、活動の場の拡充を図っているが、今後とも障害のある子どもたちの参加が進むよう努めたい。

視覚重複障害者の実態を把握し、 府として、更生療護施設の整備、家族への支援策の充実を

【本庄】最後に、視覚重複障害者の更生療護施設について質問いたします。

私の地元・山科区に、視覚重複障害者の 21 歳の青年がおられます。視覚障害ならびに知的障害ともに重度の重複障害です。養護学校高等部を卒業され、現在、大阪市鶴見区にある、重度身体障害者更生施設の日本ライトハウス・ジョイフルセンターに入所されています。自営業を営むお父さんが、月曜日の朝に自家用車で、山科の自宅から鶴見区のセンターまで送り、金曜日の夕方には迎えに行き、週末は家で過ごしています。お母さんにお聞きしますと、全盲で、ものが言えない、書けない、排尿・排便も伝えることができないなど、身辺整理にも課題を持っておられるそうです。最大の悩みは、還暦を迎えたお父さんがいつまで送迎ができるのか、親が亡くなった後にどうなるのかということです。福井県の入所施設である「光道園」に申し込んでいるが、「4人待ち」ということで、何年経ったら入所できるのか、悩みと不安で一杯だという、まさに切羽詰った状態のお話でした。

先日、京都市の福祉事務所のケースワーカーがジョイフルセンターを訪問したところ、会話にはならないが、途切れがちに「だれ」と声をかけてくれた、ボールペンの芯を入れる作業をしていたが、仲間の中で楽しそうだったと、施設での様子もお伺いしました。

どんなに障害があっても、懸命に学び、生きようとする障害者の人権を守り、人間としての発達を援助する、まさに社会と政治の責任が求められています。

調べてみますと、視覚第 1 種 1 級、重度の障害者は、山科区だけでも 130 人おられます。京都市では 1,931 人、京都府内全体では 3,332 人になります。ところが、本府には視覚重複障害者の入所施設がありません。全国的にも、大阪のジョイフルセンターや福井県の光道園を含めて、19 都道府県に 27 施設しかありません。複数の施設があるのは、北海道・千葉・東京・福井・広島のみ 5 都道府県に過ぎません。

そこで、お伺いします。本府として、視覚重複障害者など、重度重複の障害者の実態をどのように把握されているのでしょうか。そして、施設への入所を希望されている障害者は、どれぐらいおられるのか、実態調査すべきだと思いますが、いかがですか。先の例からもニーズがあることは明らかです。また、今年度から支援費制度となるなかで、施設が選べるといわれてきましたが、京都では選ぶことができない実態です。困っている家族が他県に頼らなくても、実際に救済されるよう、家族への情報提供、府内での施設整備、重複障害者を受け入れた施設への補助の拡充など、積極的な支援策を検討すべきだと思いますが、いかがですか。見解をお示しください。

【保健福祉部長】重度重複障害者の実態については、京都市を除く各市町村把握の状況では、

例えば視覚重複障害者については、在宅サービス利用者が約 20 名となっており、また施設には弱視の方も含め 60 名近くの方が入所されている。こうした視覚と知的に重複障害のある方については、日常生活に適応できるよう小さいころから療育訓練をおこなっていただくことが大切なことから、就学前の児童を対象に視力障害児療育訓練事業を実施するなどの対応をおこなっている。施設入所希望者数については、支援費制度が始まったことにより、従来の行政による措置制度のときのように制度上詳細に掌握できないが、入所相談等があった場合にはその方の障害の状況に最も適応した施設を利用できるようにするなど、必要な支援をきめ細かくおこなっている。

障害者の福祉施設にかかる整備に関しては、府独自の上積み補助をおこなう中でその促進を図っているところで、情報提供についても指定事業者について逐次関係機関へ速やかに提供するとともに、インターネットによる提供もおこなっている。

なお、重複障害者に対する加算額の引き上げなど支援費の基準額の改善については、昨年来、国に強く働きかけた結果、一定の措置は講じられたものの、なお不十分な面もあることから、引き続き改善に向け国に強く要請している。

原田 完（日本共産党 京都市中京区）2003 年 12 月 5 日

貸しはがし・貸し渋りを防止し、地域金融活性化へ、 「金融 110 番」の設置を

【原田】日本共産党の原田完です。私は先に通告しています数点について、知事ならびに関係理事者に質問をいたします。

はじめに、金融問題についてお尋ねいたします。11 月 17 日、京友禅の老舗である「千吉」が自主整理との新聞報道があり、京都の経済界に大きな衝撃が走りました。和装の低迷、販売額の落ち込みによるものですが、最終的に自主整理を決断させた最後の一撃は、金融機関の支援の打ち切りだったとのこと。京都の金融機関の調査報告等でも、中小企業にとっては厳しい金融情勢、悪い状況が続いているというのが京都経済の実態です。

帝国データバンクの発表でも、京都の藤三商会 630 億円の負債など、大型倒産が多発し、10 月は戦後 5 番目の負債額となっています。不況型倒産は 74・7%、業暦 30 年以上の老舗型倒産は 26・5% の高水準で、経営環境は依然としてきびしい状況です。この間、借り換え融資制度は大きな実績を上げ、中小企業を支える役割を果たしてきましたが、あくまでも対処療法であり、きびしい経営環境を改善するところまでにはいたっていません。

竹中プランで不良債権処理の加速がすすめば、個人補償、個人担保の提供している中小企業は、倒産により一家離散、裸同然で放り出される事態が目に見えています。

政府は今年 3 月、中小企業に対する金融機関のあり方について「リレーションシップバンキング」を発表、金融機関に行動計画の策定と報告を求めました。中小企業の経営実態を係数で計れない情報も生かして判断をするようにと、中小企業特有の特徴を捉えた一定の前進面はありますが、一方では手数料収入や貸付金利の引き上げ、銀行の採算性追及を過度に求めるなど、選別融資・差別融資であり、圧倒的多数の中小企業の切捨てを求める内容となっています。

現に、私の知人のある商店街幹部の方も、銀行から土地の売却で返済をと迫られています。京都府中小企業団体中央会の金融アンケートの結果でも、借入残高 1 億円以上では 30% から

40%が貸し渋りを受けたと回答しています。金融機関と中小企業者との力関係は、圧倒的に金融機関が優位にたち、中小企業者は金融機関の要求に不満でも従わざるを得ません。弱い立場の中小業者への不当な貸し渋り貸しはがし、金利の一方的引き上げ、追加担保や追加個人保証の要求などに、本府として中小企業を守る立場からの一定のチェックが必要ではないでしょうか。

このような実態のもとで、わが党議員団は9月議会で、真に府民・中小企業者にとって、安心できる金融制度の実現を求め、「地域金融活性化条例」の提案を行いました。中小業者・府民の切実な要求・願いである、この条例案が与党会派によって否決されたことは誠に残念でしたが、「中小企業に対する融資の円滑化」決議が全会派一致で採択され、知事や議長が金融機関を訪問し協力を訴えたことや「中小企業金融支援対策協議会」の発足をみたことなどは一歩前進として喜ぶものであります。問題は、このような中小企業に対する金融が本当に改善されるように実行することです。

そこで知事にお伺いいたします。中小企業金融支援対策協議会の設置目的である地域金融の支援策をより実効性あるものにするためにも、第一に、府として中小企業の金融実態を調査し、貸し渋り・貸しはがしや個人補償・個人担保の強要、金利の引き上げなどの実情を把握すべきではありませんか。第二に、中小業者から、貸しはがし、貸し渋りなど申し立てがあれば調査し、不当と判断できる内容については中小企業金融支援対策協議会で是正を図れるようにすべきではありませんか。第三に、現場の実態把握と中小企業の経営支援に資する「金融110番」の設置が必要であります。いかがですか。現地現場主義を唱える知事の積極的で前向きな答弁を求めます。

【知事】積極的に取り組んできたが、まさに京都が全国を引っ張った中小企業あんしん借換融資はじめ、金融対策に全力をつくしてきた。

中小企業金融支援対策協議会については、その中で、今後の中小企業のさらなる発展と再生を図るため、府制度融資のいっそうの充実等について、地域金融機関や経済団体とともに検討を行うための場、いわゆるその知識のある有識者の方を集めて、そういったものを検討していくというような内容のものなので、お話のものとは、対応が違うものだと考えている。

金融機関の貸し渋り、貸しはがし等については、指導監督権限をもつ国と府が連携することが必要である。府として国に中小企業の円滑な金融の確保を図るよう、くりかえし要望し、その結果昨年10月に貸し渋り、貸しはがしホットラインを設置し、寄せられた情報をもとに、金融機関から聞き取り調査などを行っている他、事案によっては銀行法等にもとづく報告請求も実施している。また、ホットライン情報の有効活用のため、都道府県単位で地域金融円滑会議を事案ごとに開催するとともに、金融庁の金融検査でもその情報を活用し、必要な是正に努めている。

一方、府としてもこのような国の活動と連携して、府の制度融資の相談窓口で、中小企業経営緊急相談窓口を設け、年間約1万件的相談を受けているが、年末を控え、12月20日までの土曜日について、中小企業総合センター及び織物機械金属振興センターでも、緊急窓口を開設する。さらに、地元金融機関に対しては、ご指摘の通り、先の9月議会の決議を受け、府議会としても要請をされたが、府としても年末の資金需要期を控えた中小企業の方々に対する、円滑な資金の供給にいっそう努められるよう要請を行った。今後とも地元金融機関と連携しながら、9月に補正をいただいて設置した中小企業金融支援対策協議会の検討をふまえ、実効性のある府内中小業者の経営改善や金融の円滑化に積極的に取り組んでいきたい。

商店街の繁栄で、安心して暮らせるまちづくりを

【原田】次に商業問題についてお尋ねいたします。

京都府の商業は、J R 京都駅ビル伊勢丹の一人勝ち状況が続いています。これは先の金融機関の報告書でも明らかです。

商店街・小売市場においては大変きびしい状況にあり、河原町商店街など繁華街では観光客の入り込みで、通行客は伸びていますが、客単価は落ち込み、商業環境の改善は見られません。国や府の商店街振興対策事業も個別の商店街を見ると、各種補助事業の自己負担ができないところまで、商店街の体力が落ち、受け皿となる商店街が限定されてきているのが実態ではないでしょうか。

商店街・小売市場の役割は、依然として大きなものがあります。厳しい経営環境のもとでも、その地域で暮らし、社会生活必需品を供給し、さらにお年よりの給食サービス、昼食会の開催、ファクシミリやインターネットを活用した買い物弱者への宅配サービスなどの新たな取り組みをすすめるなど、地域の活性化、地域の暮らしに丸ごと関わり、誰でもが安心して暮らせるまちづくりの中心となり、地域社会にとって必要不可欠な存在と役割を担っています。

大店法の廃止、大店立地法への移行は圧倒的な力の差を無視して、現在の弱肉強食のルール無き自由主義経済を象徴するもので、中小商店、商店街、小売市場を押しつぶしてゆく結果となっています。例えば、島津五条工場跡地のジャスコを核とする超大型店が着々と出来上がってゆくを見るとき、地域商業に及ぼす計り知れない影響に不安と怒りを禁じえません。本府として、地域商業、商店街、小売市場支援の有効な手立てが講じられていないことに、関係者の一人として強く心を痛めるものであります。

そこで知事にお伺いいたします。地域商業・商店街・小売市場をどのように評価し、果たしている役割や位置付けをどのように考えられているのか。潰れてゆくものはやむを得ないというのか、それとも誰でもが安心して暮らせるまちづくりの重要な要素として、位置付けられているのかお答えください。

【商工部長】商店街を取り巻く状況は、極めて厳しいものと認識しているが、高齢化が進行する中で、身近な買い物場所として、あるいは住民同士の交流ができ、安心して時間を過ごせるコミュニティー空間としてなど、まちづくりを進める上で商店街は大きな役割を担っているものである。

地域の暮らしを丸ごと支える「まちづくり条例」の制定を

【原田】だれでもが安心安全に歩いて行ける範囲で日常の買い物が行えるライフサイクルエリア作りのために、生活環境を守り景観保全や大型店出店対策、地域経済の活性化を視野に入れた、地域の暮らし丸ごと支える「まちづくり条例」の制定を市町村に積極的に働きかけ、大企業の地域経済を破壊するような横暴な出店を規制し、地域商業・商店街・小売市場の振興発展・住み続けたいと思うまちづくりの支援策を行うべきだと思いますがいかがですか、お答えください。

【商工部長】地方分権の時代にあって、それぞれの市町村が地域の創意工夫を生かした、総合的なまちづくりをいかに進めるのかという視点から、努力されているところで、府としては、庁内に設置している「まちづくり推進連絡協議会」などにより、このような町村の自主的なとりくみが進展するよう、助言等を行っている。

大型店の一方的な進出を規制し、中小企業、地域商業を守れ

【原田】大店法を廃止し新たにつくられた大店立地法は、大企業・大型店が出店を自由に出来るよう、需給調整は排除されました。しかし、大型店の出店に対して、調査・調整・斡旋を行う機能を有する法律として、小売商業調整特別措置法・商調法が現在も法律として生きて

いる事を知事をご存知でしょうか。法14条では、中小小売商の経営の安定に悪影響を及ぼす恐れのある大型店の出店に対し、計画の内容を調査し、その結果を当該団体に通知することとなっており、15条では紛争の当事者からの申請について、斡旋または調停を行うとなっています。17条では知事の勧告規定が明記されています。商業機会を調整するとして作られたこの法律の活用は、大規模小売店舗の進出に対して有効な対抗策を講じることを可能にします。地域商業者のもとより、関係各団体にこの法の趣旨の周知徹底をはかるべきではありませんか。そして、今後この法律を活用して、大型店の一方的な進出を規制して中小企業、地域商業を守るべきではありませんか。知事の御所見をお伺いします。

【商工部長】小売商業調整特別措置法は、大企業者が特定の物品販売事業を開始することなどにより、中小・小売商業者との間で生じる、紛争解決等のための緊急避難的措置を規定しているもので、いわゆる商業調整を目的とした旧大店法とは、その性格を異にしており、大規模小売店舗の出店を広く規制するものではないとの国の見解がある。

商店街マネージメント事業の実施を

【原田】中小企業庁において3年前より、商店街マネージメント事業モデル事業が始まりました。これば一つの商店街で企画の立案、実施体制の整備など事務局的役割を持った商店街マネージャーの雇用は財政的に無理があっても、複数の商店街が共同して人材を確保し、事業活動も組織活動も応援する内容としてモデル的に中小企業庁で行われています。私も全国商店街振興組合連合会の商店街マネージメント事業検討委員会作業部会や現地委員会に2年間参画してきました。現在も愛媛県松山市の商店街などで取り組まれています。

本府として、商店街の重要性を考えるのならば、これまでの中小小売商業支援のシニアアドバイザー派遣のように、数日間の現地調査だけで、提言・報告書をつくるようなやり方ではなく、商業者と一緒になって、日常的に事業推進をはかる商店街マネージメント事業の積極面を汲み取り、商店街小売市場の活性化支援施策に導入すべきだと考えますが、いかがですかお答えください。

【商工部長】中小企業総合事業団の派遣制度をTMOそのべまちづくり工房等で活用されているほか、商店街にマネージャーを常駐させる国の制度もあるので、大いに活用していただきたい。府としては、商店街活性化に向けた、独自の制度として、昨年度から「京の商店街チャレンジ21」事業を創設し、商店街が地域社会と連携して実施する事業などに積極的に取り組んでいる。

世界に誇れる伝統産業・伝統工芸の伝承は緊急の課題

【原田】次に京都で発達し、京都経済の土台となってきた伝統産業・伝統工芸の振興発展についてお尋ねいたします

NHKの番組「プロジェクトX」において、メトロポリタン美術館に日本から流失した、文化財の巻物修復が、京都の表具・表装の伝統技術を活かして行われたことが放送され、京都の職人の技が世界に誇れるものであることが改めて証明されました。

私は、この間京都の伝統産業・工芸の担い手の方々を訪問し、お話を聞いていますが、京の茶釜の製作者・販売に携わっている方は、営業の厳しさとともに、すでに茶釜の製作に必要な道具を作る職人がいなくなっている、製作の道具の確保が出来なければ、茶釜づくりは出来ないと心配をされていました。京都の伝統産業・伝統工芸は直接関わる職人だけでなく、その加工に必要な道具や部品の製造を含めると非常に多岐にわたる職人の技と知恵の集大成で成り立っています。職人の技は5年、10年その仕事に打ち込んで、やっとならぬ、死ぬまで勉強だと言われています。

先日行われた京都府中小企業団体中央会の役員と知事との懇談会で資料に入っていました。が、伝統工芸品月間作文コンクールで経済産業大臣賞をうけた富山の中学生の作文を少し端折りますが紹介します。

「父は高岡銅器の職人です。小学校6年から小遣いをもらっていないが我慢しています。不満に思っても、汗だくになって仕事場で黙々と仕事をする父の背中を思い出すと何もいえない。高岡美術館で祖父や父たちの作品を見たときに言葉を失いました。素直にすごいなあと思ひ食い入るように見ている僕に父は「物を作るときに計り知れないくらい、多くの熱意と愛情が込められている。その心が積もり積もって形になっているんだ」と。作品は受け継がれた技法だけでなく、もの作りに込められる心が着実に受け継がれ形になっている。何年も連綿として受け継がれた職人の心がある。そう思うだけで誇らしい」

知事もこの作文はご存知とおもいます。伝統工芸の振興発展の重要性は十分にご理解をいただいていると思いますが、9月議会の農林商工常任委員会において、私の伝統工芸の振興発展の質問に理事者は「事業従事者が小人数の伝統工芸の振興発展までは出来ない。記録してあるアーカイブを見て、やりたい人が再興すればよい」との趣旨の答弁でした。血のにじむような努力と研鑽を重ねて、その技術を継承・発展させてきた伝統工芸の職人の技を軽んじる重大な発言ではないでしょうか。ものづくりに心と想いを込めて作る職人技は簡単には身につけることは出来ません。

京都の伝統産業・伝統工芸の技術がなくなってしまう危険な状況にある、現状・実態を早急に把握し伝統技術を生きた状態で産業として伝承される事が緊急の課題だと思います。伝統産業・伝統工芸の道具や部品作りも含めた関連業種の、実態把握・悉皆調査を緊急に実施されるよう要望いたします。知事のご所見をうかがいます。

【商工部長】西陣をはじめとする和装伝統産業は、京都経済を支える基幹的産業であり、地域経済にも大変大きな影響を有しているものである。このため、日ごろから職員が業界に足を運び、直接声を聞きながら、業界の実態把握に努め、施策の推進にあたっている。西陣では現在、京都市・西陣工業組合とともに企業者・関連事業者を対象に、第17次西陣企業調査を実施している。

西陣のダイレクトジャガードシステム更新へ支援を

【原田】西陣の問題についてですが、西陣の機械織機のほとんどが、パソコンの初期OSのDOS-Ⅴで動かされていますが、すでにDOS-Ⅴ対応機種が無くなって来ている中、ウィンドーズのOSで動く織機の開発がすすめられています。しかし、西陣の中で新たなOSの織機の普及は大変遅れています。今後の西陣の生産を支える、ダイレクトジャガードシステムを新しい汎用性のあるOSに変更することは、重要な課題となっていると思います。特に、実際に西陣の生産を担っている零細な賃機業者には、今の不況下では新たな設備投資は困難であり、多大な投資には絶えられないと、廃業が増化する危険性が高いのが実態です。本府として、西陣を守るためにも、具体的支援策の検討が必要と考えますが知事のご所見をうかがいます。

【商工部長】伝統産業については、これまでから技術の保存・継承・販路の拡大・後継者育成など、全力を挙げて支援してきた。ジャガード機などの更新については、本年4月に創設した「経営活力資金」をはじめ、制度融資などで支援していきたい。

西高瀬川、通称堀子川親水公園の実現を

【原田】最後に、地元の西高瀬川、通称堀子川親水公園問題と紙屋川の安全対策についてお尋ねいたします。

中京区内を流れる西高瀬川は地元では堀子川と呼んでいますが、京の川再生委員会で本府

は西高瀬川を、京都市は堀川に清流をと決定いたしました。西高瀬川においては、10年以上前から西新道・壬生京極両商店街と朱雀第三学区や朱雀第七学区の自治連合会の壬生まちづくり協議会で、親水公園づくりを目指して、毎年、子供魚つかみ大会を開催しています。地元朱雀第七小学校では総合学習の中で西高瀬川の勉強をして、川を汚してしまった大人たちへの警鐘と自分たちや後に続く後輩たちが川に入って遊べる環境を作ろうと、創作劇を作り、歌を作って学校の行事ごとに発表をして来ました。また、世界水フォーラムのプレ事業の子供水フォーラムにも参加し、発表して来ました。

また、朱雀第三小学校では、子供たちが川に入って自ら清掃を行い、啓蒙ポスターをつくるなど、環境教育とあわせて、川をきれいにしようと取り組みが行われています。

この、子供たちの思いや行動に答えて、地域の人が憩える場所として、一日も早い親水公園化を河川改修とあわせ実施される事を要望して来ました。国土交通省の清流ルネッサンスで、全国20河川の一つに西高瀬川が指定をされていますが、新聞報道等では3箇所親水公園予定が報道されていました。西七条ではすでに事業が動き出しています。地域の強い要望・子供たちの熱意と自主的な行動のある壬生で早急に実現化を計っていただきたいと思っておりますが知事のご所見をお伺いいたします。

【土木建築部長】親水的な水辺整備については、平成13年にワークショップを実施した下京区の七条第3小学校付近に、現在京都市と調整を図りながら、詳細設計を進めている。次の候補箇所は、近く整備を予定している導水施設と合わせて、公園などと一体的な活用が図れる場所で、地域の方と協力して整備案づくりに取り組んでいきたい。

紙屋川の安全対策について

【原田】また、中京区の天神川支流の通称紙屋川の親水公園の安全確保についてお尋ねします。中京区西ノ京塚本町付近が親水公園で川底に遊歩道が作られています。都市河川であるため、川上で雨が降ると、一気に増水し親水公園付近では鉄砲水となって大変危険です。平成9年4月には死者を出し、今年8月にも子供が流されたのではと警察・消防・アクアラング隊、警察ヘリまで出動し、捜索が行われる事件もありました。

幸い事故にはならずすみましたが、小さな子供たちが遊ぶ場所であり、河川は危険なもの、個人の危険管理で対応すべきなどという事では済まされません。河川管理責任者として川上での降雨などでの急な増水に対して、警報システムなど早急な安全対策が必要と考えますがいかがですか。以上で私の質問は終わります。ご静聴ありがとうございました。

【土木建築部長】降雨時に急速に水位が上昇する川ですが、このような都市内の小河川は、多数あるが、これまで警報システムの実績もなく、整備運用面で課題多く困難なため、これまでから現地に看板を設置し、注意喚起をしている。現在設置済の看板に加え、子どもたちにわかりやすい看板の雨宿りするような橋の下など、目につきやすい所に設置するよう、すでに準備を進めている。合わせて学校や地域を通じたいっそう効果的な啓発活動等に努めたい。

新井 進（日本共産党 京都市北区） 2003年12月5日

府民の暮らしを守り、食料確保、自然環境の保全のためにも農山村・中山間地域の切り捨てに反対する

【新井】日本共産党の新井進です。私は先に通告しています数点について知事ならびに関係理事者に質問をいたします。

まず、農山村、中山間地域を守る問題についてです。

いま、政府が強引に進めている市町村合併の押し付けは、農山村、中山間地域を切り捨てるものとして、農山村に住む人々から怒りの声が上げられ、全国町村会も、「町村は、国土の大半を占める農山村地域を抱え、これら町村の活動によって、空気、緑、水、土壌など生命の営みに不可欠な自然環境の維持が可能になっている」として、こうした町村の役割を否定し、その自治権すら奪うやり方に、繰り返し抗議の声をあげています。

地方制度調査会が「合併勧告」の対象とした1万人以下の自治体に住む人口は、わずか7%に過ぎませんが、自治体数の47%、国土の約半分、48%占めています。いってみれば、この7%の人々が農山漁村で暮らし、営みを続けているからこそ、国民の食料の確保にとどまらず、国土の荒廃を防ぎ、自然環境を守ることができているのではないのでしょうか。

農山漁村に、人がいなくなり、放置され、荒れ果ててしまえば、これらの機能も失われてしまいます。だからこそ、そこに住民の暮らしがあり、小さくてもきちんと町村があり、自治があることが欠かせません。

そこでまず、知事にお伺いしますが、農山漁村に暮らす人々の営みによって国土と自然環境が守られているということについて、どのように認識されているのか、お伺いいたします。

【知事】農地や森林は、農林水産業の展開の場であるとともに、農業などの生産活動を通じて食糧の生産はもとより、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保など、多面的な機能を発揮して都市を支える社会基盤であり、次の世代に大切に継承していくべき府民の共通の財産。その中で近年過疎化や高齢化による所帯数の減少などにより、農山村を取り巻く環境は厳しく、多くの府民がこの豊かな農地、森林を支えていくことが大変重要である。

特に京都では、農地、山林が面積の約8割を占めており、まさに、私たちの生活環境を維持していく上での農地、森林対策は欠かせないものとして「緑の公共事業アクションプラン」等をはじめ、就任以来、積極的に取り組んできた。市町村のあり方については、まさに地域の将来をどう維持し、確保し、振興していくかという観点から、今、市町村が熱心に議論を深めているところであり、その議論を支援していきたい。

農地保全のために「中山間地域等直接支払制度」を拡充せよ

【新井】いま、こうした政府の農山村切り捨てに対し、合併ではなく「小さくても元気な自立した町や村をつくろう」とがんばる町村が広がっています。また、このままでは村や集落

の将来が危うくなると地域起こし、村おこしにがんばるとりくみも広がってきています。私は、いま大事なことは、合併の押し付けで、農山村を切り捨てるのではなく、こうしたとりくみを支援し、農山漁村で、これからも人々が暮らし生活できるようにする事だと考えます。

そのために、いくつかの課題について提案し、知事の御所見をお伺いいたします。

まず第一は、「中山間地域等直接支払制度」の拡充についてです。この制度は、食料・農業・農村基本法にもとづき、中山間地域で農業を営むことが、農地の保全、ひいては国土保全に役立っているとして、生産条件不利地域での農家所得を補填しようとして発足した制度です。

この制度がスタートして、すでに4年目を迎え、多くの問題もありますが、集落や営農組合を中心に、自分たちの地域の農地をどう守っていくのか、真剣に話し合わせ、そこからさまざまな農業振興策や村おこしの取組みが始まってきていることは、貴重なものです。これをさらに前進させ、大規模農家も、兼業農家も、高齢者も含め、そこに住むすべての人々が、農地と農村を守るため力をあわせる仕組みを定着させていくことが重要です。

しかし、この制度は、来年度までとなっていますが、基本法35条2項にもとづき、当然、継続を国に求めるべきだと考えますがいかがですか。さらに、農林水産省は、小泉内閣の国庫補助金1兆円削減対策として、この中山間地域直接支払交付金を2割以上も削減しようとしています。とんでもない話です。知事として、この交付金削減計画にきっぱりと反対を表明すべきだと考えますがいかがですか。

また今、この制度のいっそうの拡充が必要です。その一つは、この制度が対象農地を傾斜度で決めているため、実態にそぐわない不平等が起こり、地域全体が協力しあう障害になるという事態を招いています。こうした中で美山町などでは、国の基準にならない農地も、『守るべき農地』と定め、町独自の措置を講じています。また、夜久野町でも「守るべき農地」を定め、夜久野町の農地の97%を対象にした「中山間地域活性化事業」を推進しています。

地域の農家が力を合わせて、耕作放棄地を出さず、農地を守っていこうとする集落挙げてのとりくみとするためにも、「傾斜度」だけを基準にするのではなく農業委員会などが認めた「守るべき農地」はすべて対象とするよう国に求めるべきだと考えますがいかがですか。同時に、本府としても「守るべき農地」すべてを対象にした助成制度をつくっていくべきではありませんか。

二点目は、現行制度は、傾斜地など生産不利地が対象となっていますが、多くの農地、そして森林も環境や景観維持のための大きな役割を果たし、府民の生存に欠かせない役割を果たしています。こうした役割を正當に評価し、これらの維持、保全のためにも、直接支払い制度を拡充することを検討すべきだと考えます。

すでにEUでは、条件不利地の直接支払いとともに、環境支払い制度が実施されていますし、お隣の滋賀県では、環境保全のための直接支払い制度—「環境農業直接支払い制度」の具体化もはじまっています。また、棚田や北山杉、里山のように日本の原風景である農村の景観を保全する上でも農地や森林の保全が重要との意見も多く出されています。こうした環境や景観保全も対象にした助成制度への拡充を検討すべきではありませんか。知事の積極的

な答弁を求めるものです。

耕作放棄地の拡大につながる「中山間地規模拡大支援事業」廃止に

反対する

【新井】さらに、この制度に関連して、本府が実施してきた「中山間地規模拡大支援事業」についてです。本府は国制度が実施されたことをもって、この事業を廃止しようとしていますが、知事はいま農村で何が起きているかご存知でしょうか。これまで水田に利用権を設定し、地域の農地を守ってきた認定農家が、相次ぐ米価の下落のうえに、この支援制度が打ち切られることで、期限のきた水田を地主に返還し、返還された農家は耕作できず、困っている状況が生まれているのです。このままでは、耕作放棄地が増えることになってしまいます。中山間地の農地をまもるためがんばっている担い手農家を支援するためにも、この事業は継続すべきではありませんか。いかがですか、お答えください。

【農林水産部長】「中山間地域等直接支払制度」は耕作放棄地の増加が懸念されている中山間地域の農地について、平坦地との生産状況の差を補正し、農業生産活動の維持を通じて多面的機能を確保するために設けられたものであり、直接支払いという性格上、明確かつ客観的な基準を厳格に運用していくことが重要。交付金は集落共同活動などに活用され、農地の保全や集落機能の維持、強化のほか環境保全型農業の推進や農村景観の保全など地域の多様な取組みも行われており、地域活性化に寄与している。本制度は現在、国において見直しに向けた検討が行われているが、中山間地域の多面的機能を将来にわたって維持していくには制度の継続が不可欠であることから、既に必要な財源の確保を含め、国に対し強く要望している。

「中山間地規模拡大支援事業」については直接支払い制度にその事業主旨が受継がれている。

開発型でなく、市町村が主役になる経済振興を

【新井】第二に、農山村を守っていくためには、その地域で暮らす住民の生活を支える地域経済や産業の振興をどう図っていくのか、これが大きな課題です。これまで本府が進めてきた「リゾート開発」のような外部からの開発ではなく、内発型の経済振興を図る方向こそが求められています。

いま、農村は若者が都会に流出する社会的減少だけでなく、高齢化による自然的減少によって集落がなくなるという状況に直面しています。これを食い止め集落を守るためにも、その地域で暮らせるようにすることです。

今「日本一の田舎づくり」をめざすとがんばっている美山町では、住民参加の村づくり運動をすすめ、美山町自然文化村やカヤぶきの里作りなど、ふるさとの資源を生かした住民の知恵と努力で、入り込み客も85年の10万人から今では60万人に達しています。

美山町への新規参入者が町行政対応だけでも、この10年で68世帯233人、全体では300人をこえていることは注目すべきことです。美山町のもっとも奥にある芦生は、一時は13

戸まで減少しましたが、ここでも、芦生原生林など自然を生かした「芦生なめこ生産組合」を中心としたとりくみで、現在では19世帯60人となり、高齢化率も22・9%と美山町では最も若い集落となっています。

このように住民の自治と協働を大切に、地域の資源を育て、磨き上げることで、農山村を守っていくことができることを示しています。

知事もこれまでから「地域の自立」が大事だといわれてきましたが、府県の役割も、こうした市町村や地域の「自立」をめざす主体的な取組みを支援することではないでしょうか。代表質問で梅木議員が紹介しましたが、長野県では地域の自立を支援するためあらたに「集落再生交付金」制度を設けています。

高知県では、町村や地域の「自立」を支援することに力を入れ、「元気のでる市町村総合補助金制度」を設け、県の支援のあり方も、県が机の上で考えた事業ではなく、それぞれの地域にあった事業と一緒に考え実施していく方向に変え、補助制度も「市町村総合活性化事業」として、地域にあった活用ができるものへと改善しています。地元の町長からも「県の支援事業は、総合的で、弾力のあるものが増え、使いやすくなってきた」と評価されているように、あくまでも主役は市町村と地域住民となっています。

ところが本府の市町村振興補助金を見ると、平成10年度決算では15億円であったものが、昨年度10億4千万円あまりと3分の2に減らされています。しかも、内容的に拡充されたのは、「合併支援対策事業」で、「地域の自立支援」とは逆行するものです。

知事が「地域の自立」を言われるのなら、市町村や地域が主役の「自立」をめざすとりくみを支援する制度へと抜本的に拡充すべきではありませんか。いかがですか。

【知事】 農業、農山村の振興にあたって京都府では、新京都府総合計画を具体化し府民や生産者、消費者、企業団体、行政等のお互いの役割分担のなかで農林水産業と農山漁村を守り、振興していくための指針として「新京都府農林水産振興構想ふるさとビジョン」を策定し足腰の強い農山村漁村をつくるため、これまでから生産基盤生活環境の整備などに着実に取組み、より収益性の高いブランド野菜等の生産振興による経営基盤の安定化をはかるとともに、地域資源を活用し、加工品開発や都市農村交流をはじめとした観光等、新たな産業への取組みを支援するなど、各種事業を地域の実情に応じて推進しているところである。

農山村の役割を認め、「農業・農村振興条例」を制定せよ

【新井】 第三に、本府に「農業・農村振興条例」もしくは「中山間地域振興条例」をつくることです。これは、府民の安全な食料の確保、国土保全、環境保全の上で果たしている農山村の役割を明確にし、農山村で暮らしていく上で必要な、経済活動を支援し、医療や福祉、道路整備、交通の確保を図るなど、京都府として市町村や住民と協力してつくり上げていく方向を府民の前に明らかにすることです。

いま、多くの府民が安全な食料の確保や環境問題に大きな関心を示しているときだけに、府民的な合意をうることは十分可能です。

すでに全国的に見ても、島根県や岡山県では「中山間地振興条例」を、福島県では「農業・農村振興条例」を、秋田県では「農林水産業と農山漁村を元気づける条例」など、多くの県で農林漁業と農山村・中山間地域の振興を目的にした条例を制定しています。京都府としても早急に具体化を検討すべきではありませんか。知事の御所見をお伺いいたします。

【知事】 9月議会で近藤議員の質問にお答えしたように、森林を守るための条例化の検討も進めているところであり、両者あいまって総合的な農山漁村の振興として環境保全ができるよう努めていきたい。

府と市町村の協働を否定する知事の「中央集権的」発言を批判する

【新井】 これらに関連して、一昨日の梅木議員の代表質問に対する答弁で知事は、日本共産党が「大変、中央集権的な考え方だと思う」との発言をされたので一言申し上げておきます。

地方自治法に明記されているとおり、地方自治体の役割は「住民の福祉の増進を図る」ことにあり、地方自治の基礎は市町村にあります。この地方自治体の本来の役割を果たすため、府県が市町村と協働することは当然のことではありませんか。これを求めることが「中央集権だ」といわれるのなら、いま全国の都道府県が行っている乳幼児医療費助成をはじめ、数々の市町村助成はすべて、中央集権化を狙ってやっているとしても知事はいわれるのですか。その場しのぎの答弁で、言い逃れしようとすることは許されません。

また、今回の地方制度調査会の答申を「自主的な合併を促すための方途」とか「単にバリエーションを少し増やそうということかなと受け止めている」という答弁は、一昨日の町村会大会での決議や多くの知事が「自治権を否定するもの」と強い批判の声をあげているのは大違いです。結局、知事は、いつまでも総務省の立場から、地方自治を考えておられるのではないですか。このことを厳しく指摘しておきます。

【知事】 自治振興補助金については、全体として単独事業が減ってきたなかで額が落ちてきた。また、府も柔軟性を図るためにソフト事業についても色々工夫してきたけれども、ソフト事業については、どうしても額がでないということもあり、そういった中で減少しているものであって、ご指摘の点は違うと思う。

私は補助金について申しているが、例えば住宅改修助成について梅木議員の質問がありましたから、そういったものについて補助をするということは、まさに補助という上下関係を作るのではないか、そして、それは例えば地域が本当にそういうものが必要だとしても、この地域は住宅助成をやりたい、この地域は違うものをやりたいというときに、それがそういう補助金を作れば、他の市町村においても、ではこれをもらえば、こういった形で補助金が入るから、それによってやりましょうという、こういう事がずっと今まで国・地方を通じて行われてきたから国が補助金を作る、これをもらわなければ損だ、こういう形で今の奨励的な補助金があるからこそ補助金行政というものの弊害を作ってきたわけである。

つまり、誰かの意向によって本当に地域の住民の欲しいものがなかなかないことに補助金行政の問題点がある。これが、今、地方分権を進めるうえで大変な弊害になっているか

からこそ、我々は補助金削減、三位一体のものをやっている。もしも、そういった中で支援ができるのならば、私は、税源移譲やそういった中でやっていくべきだと思っている。それに対して先ほど申したように、「個別の補助金を補助金を」とおっしゃるので、これは古い考え方であり、上下関係を作る中央集権的な考え方だと申し上げたところである。

中小企業への官公需発注を拡充せよ

【新井】次に、中小企業への官公需発注についてお伺いします。

長引く不況のもとで、中小企業にとって仕事確保が大きな課題となっています。これまでからわが党議員団は、公共事業の中小企業への発注率を高めるためにも生活密着型への転換、分離・分割発注、官公需適格組合の積極的活用などを求め、府としても「臨時生活関連施設整備事業」の実施など一定の努力がされてきたところです。

しかし、残念ながら官公需適格組合の活用については、見るべき改善がされないまま、今日まで推移しています。

官公需適格組合は、個別の企業では資本力、技術力、管理体制などが弱小であっても、組合として結束することによって大きな事業でもこなせるところに最大のメリットがあり、共同受注によって、官公需の中小企業への受注を拡大しようとするもので、政府もこれを推進する立場をとっています。

わが党議員団も繰り返し、「適格組合になったが指名競争入札にも呼ばれない」「案内すらまともでない」など、関係者から批判の声が出されていること指摘し、官公需適格組合の活用など改善を求めてきました。その都度、知事も商工部長も「適正に運用している」と答弁してきました。しかし、現実の事態は、いっこうに改善された状況にありません。先日も知事と中小企業団体中央会との懇談会が開かれ、その場で官公需適格組合協議会代表から知事への要望も出されたと聞いています。

これまで、なぜ改善がはかられなかったのか。その最大の理由に、土木建築部は「個別企業への指名に努力しており、適格組合への指名は二重カウントすることになる」としています。しかし、これはまったく道理がありません。ひとつの公共事業で適格組合も指名され、そこに参加している個別企業も指名されるという事態は、起こりえないことです。さらに、Aランクの企業が適格組合に加入することにより、特Aランクへの参入を可能にし、その他の中小企業に仕事が確保されること、また適格組合が受注することにより組合内の多くの中小業者の仕事確保につながるなど、中小企業への官公需発注を拡大しようとする、この本来の制度の趣旨を正しく理解していないものといわなければなりません。ここには国の方針とは違って、官公需適格組合を正當に位置づけ、育成を図っていこうとする姿勢が欠けていることを示しています。

そこで具体的に質問いたします。まず第一は、国は毎年度「中小企業者に関する国等の契約の方針」を閣議決定し、中小企業向け契約目標を定めるとともに、官公需適格組合等の活用方針も明らかにしています。さらに、国は「地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参

考として、措置を講ずるよう要請」しています。

こうした要請を受け、東京都では「官公需についての中小企業者の受注機会の確保について」との方針を策定し、関係部局に徹底を図っています。

本府としても、こうした国の方針をもとに、中小企業への官公需発注の拡大のための方針を明らかにすべきではありませんか。そして、その中に官公需適格組合の位置づけや、その活用と育成の方針を明確にすべきではありませんか。お答えください。

第二に、京都府が「官公需確保法」や「国の方針」にそって適正に運用するというのであれば、官公需適格組合協議会との協議の場を設け、具体的な改善方向を協議するようすべきではありませんか。

第三に、国は、「官公需適格組合の競争入札参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例のいっそうの活用に努める」としていますが、本府の場合、これが十分適用されていません。中小企業の受注機会の拡大を図る立場から、その積極的活用を図るべきではありませんか。お答えください。

以上、官公需適格組合の活用について質問しましたが、本府の中小企業への官公需発注については、昨年度でも67・3%であり、この間後退もしくは横ばいという状況が続いています。公共事業総枠が減少しているだけに、中小企業への官公需発注総額を確保する特別の努力が求められています。その抜本的改善のため本格的に取組みを強めていただくよう要望し、質問を終わります。

【商工部長】 京都府では毎年閣議決定される中小企業者に関する国等の契約の行使について官公需庁内連絡会議など様々な機会をつうじて全庁的に周知を図り、分離・分割発注の推進、銘柄指定の廃止、官公需適格組合の活用などの徹底に努め、中小企業向け官公需発注の拡大に努力している。また、発注者、受注者双方が出席し、近畿経済産業局において毎年開催される官公需確保対策地方推進会議に府としても出席している他、中小企業団体との懇談会など様々な機会をつうじ官公需適格組合協議会の皆様の意見を伺っているところ。官公需適格組合の建設工事指名競争入札参加資格の審査における総合点の関係については、京都府も国と同様の特例条項を定め適用しているが、官公需適格組合の構成員の多くの方が府の単独指名を受けていることから重複指名とならないよう適切に対応しているところ。今後とも中小企業者に関する国等の契約方針の趣旨をふまえ、中小企業への官公需発注に努めていきたい。

いま府政にとって大切なのは府民の暮らしをどのように守るのか。

補助金をめぐる知事の間違った考えをただす

【新井・再質問】 知事からただ今、答弁を頂きましたが、いわゆる補助金の問題をめぐって、明らかに我々との見解の違いもありますし、間違った考えがあると思います。

一つは、現在の府民の暮らしをどのように守っていくのか、これが市町村にとっても京都府政にとっても極めて重要な課題です。だからこそ知事も少子化対策として子育て支援とし

て乳幼児医療費の助成制度などをやってこられたわけです。そして、今不況の中で、暮らしが大変、仕事の確保ができない、こういう中で住宅改修助成制度なども含めて、私どもは住民の暮らしを今、どのようにして守るか、そのために市町村と京都府が協力し合う関係、これをしっかり作っていくべきだ、このことを申し上げているのです。そういった意味では中央集権などは全くあたらない、このことを申し上げておきたいと思います。

もう一点は、今後の地方分権なり地方自治を確立していく上で、今、何が大事か。知事も自立、自立といわれます。しかし、市町村にとっていま自立をするうえで一番重要な問題は、財政的自立ができるかどうかです。その時に国は地方交付税の削減を目的にして、そして市町村への国庫の負担を減らしていく、そのために今、三位一体改革という形でいわれる。しかも一昨日の町村会の全国大会決議で明らかにされているように、今、自立だといって交付税をなくしていく、そんなことをすれば税源がない自治体ではやっていけない、結局合併しかないではないか、そういう方向に導くものだというので批判の声があがっているのです。今、必要なことは地方自治体が自立できるだけの財政をどのようにして補償するのか、その制度の検討は当然いるのです。しかし、そのことと先ほどいった現時点で府民の暮らしを守るために助成制度をどう作るか、この問題とのすり替えをしないで頂きたいと思います。

最後にもう一点申し上げておきますが、知事は京都にこられて日が浅いですからご存知ないかもしれませんが、荒巻前知事のときにさだめた第一次行政改革大綱では「地方分権を推進する上で基礎的自治体としての市町村の機能充実は不可欠であり、市町村のより実質的で積極的な取組みが活発に展開されるよう支援する」「京都府は地方自治の総合保障機関」だ、と言っていたのです。ですから、そういう意味で言うと、いま今日の支援体制をつくることについて求めることを中央集権などという言い方でごまかそうとするやり方は全くあたらない、このことを申し上げておきます。以上です。

【知事・再答弁】私が申し上げているのは、補助をつくるという仕組み、そういったことに今、大きな問題点がありますよ。従って、そういった役割分担とかきちんとした基本原理をふまえずに財政支援をしていけと言うのはおかしい、この前の答弁でも申し上げたように、まず市町村がしっかりした形で住民の要望をつかみ、そして、その中で市町村ができないことを府が支えていく、そういう共同関係を作っていくべきであって、補助金という形で金をくれとか金をよこせという話になりますと、これは必ず、国に対しても補助金を作れという話になってしまう。そういう連鎖はおかしいということを申し上げておまして、その中で、私はまさに、荒巻知事の第一次行政改革でのろしを上げたような、地方自治の中でも特に京都の連帯を守る総合保障機関としての京都府を作ってまいりたいと考えている。